

審議会の役割等について

（１）総合計画審議会とは

総合計画審議会は、米原市総合計画審議会条例（以下「条例」という。）に基づいて設置されるもので、新たな総合計画（第２次米原市総合計画）の策定に関することを調査・審議していただくものです。

（２）総合計画審議会の役割

総合計画審議会の役割は、市長の諮問に応じ、市民の立場や専門的な視点から内容を審議していただき、諮問に対する答申をいただきます。（条例第２条）

（例）審議の視点

- ・これまでの総合計画を継承し、時代の潮流を踏まえた課題が整理され、これからの米原市を展望する計画としてふさわしいか。
- ・米原市の将来像を達成するために、ふさわしい施策体系となっているか。
- ・わかりやすく、見やすい計画となっているか。

（３）総合計画審議会の組織と任期

審議会の組織は、市長が委嘱する30人以内の委員で構成されます。任期は、委嘱の日から諮問に対する答申を行う日までの期間です。（条例第３条、第４条）

なお、第２次総合計画の策定については、15人の委員を委嘱させていただき、任期は、本日から平成28年９月頃までの予定です。

（４）会長および副会長

審議会の議事運営を行う会長および会長を補佐する副会長をそれぞれ１名、委員の互選によって選出していただきます。（条例第５条）

（５）会議の公開について

- ・審議会の会議は原則公開となります。（米原市総合計画審議会公開要綱第２条）
 - 市公式ウェブサイト（米原市ホームページ）への委員情報や議事要旨の掲載
- ・公開とした審議会は、傍聴を許可しない者を除き、傍聴することができます。
 - 米原市総合計画審議会公開要綱 第４条～第７条
 - 米原市総合計画審議会傍聴要領

米原市総合計画審議会条例

平成17年10月 1 日

条例第221号

改正 平成21年 3 月31日条例第17号

平成22年 3 月24日条例第 4 号

平成23年 3 月24日条例第 5 号

平成23年 3 月31日条例第15号

平成24年 6 月29日条例第21号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、米原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画に関する事項についての調査に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 公募による市民代表者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了し、その結果を市長に答申するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 5 条 審議会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特に必要があるときは部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

(関係人の出席)

第8条 審議会は、所掌事務の遂行に必要があると認めるときは、関係人の出席を求めて、その意見または説明を聞くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年3月31日条例第17号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月24日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月24日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年3月31日条例第15号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

米原市総合計画審議会公開要綱

平成18年6月1日

告示第153号

(趣旨)

第1条 この要綱は、米原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項を審議する場合は、会長が審議会に諮り、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは会議を公開しないことができる。

(1) 米原市情報公開条例(平成17年米原市条例第4号)第7条各号に掲げる情報に関し審議をする場合

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 会長は、会議を非公開と決定した場合は、その理由を示さなければならない。

(公開の方法等)

第3条 審議会の公開は、会長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 審議会の会長は、審議会を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴人の発言)

第5条 会長は、傍聴人から発言を求めることができるものとする。ただし、傍聴人は、紛糾したり、審議会の進行を妨害するような発言をすることはできない。

2 前項ただし書の規定に従わない発言者および会長の指示に従わないで審議会の進行を妨害する者に対して、会長は、審議会の会場から退場を命ずることができるものとする。

(傍聴の定員)

第6条 傍聴の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴手続等)

第7条 傍聴の手続その他傍聴については、米原市総合計画審議会傍聴要領に定めるとおりと

する。

(資料の閲覧)

第8条 審議会の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 審議会の会議録は、速やかに作成するものとする。

2 公開された審議会の会議録は、閲覧に供するものとする。

3 会議の概要や意見等は、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

米原市総合計画審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、米原市総合計画審議会公開要綱（平成18年米原市告示第153号）第7条の規定に基づき、米原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所および氏名を米原市総合計画審議会傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

(傍聴の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器および棒、その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) プラカード、旗およびのぼりの類を携帯している者
 - (3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機および映写機の類を携帯している者（第5条ただし書きにより、会長の許可を得た者を除く。）
 - (4) 笛、ラッパおよび太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - (5) 酒気を帯びていると認められる者
 - (6) その他、審議会を妨害するおそれがあると認められる者
- 2 児童および乳幼児は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) ハチマキ、腕章、たすき、リボン、ゼッケンおよびヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為はしないこと。
- (4) 飲食および喫煙をしないこと。
- (5) 傍聴中は携帯電話の電源を切ること。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為または他人に迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他、審議会の秩序を乱し、または妨害になるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影および録音の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映写機等で撮影し、または録音等をしてはならない。

ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年度 第 回米原市総合計画審議会傍聴人受付簿

年 月 日

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		
1 1		
1 2		
1 3		
1 4		
1 5		